

司牡丹酒造（株）焼酎蔵買取・整備事業
耐震補強基本計画及び活用計画策定委託業務 プロポーザル実施要項

1. 実施の趣旨

佐川町では、「佐川町歴史的風致維持向上計画（第2期）」に基づき、司牡丹酒造（株）の焼酎蔵を買取り、耐震補強工事、老朽化している白壁の修理、内外装の整備を行い、酒造り歴史展示施設としての機能に加えて、隣接する「ほてい」、旧浜口家住宅と一体的に活用することで、「商い」にみる歴史的風致の維持向上に寄与するための事業を計画しています。

この業務は、司牡丹酒造（株）焼酎蔵買取・整備事業に係る耐震補強基本計画及び活用計画策定業務を委託するにあたり、専門的な知識や高度な技術と発想力をもって、魅力的な提案を受けられるために、公募型プロポーザル方式により、受託候補者を選定することを目的として、実施するものです。

2. プロポーザルの概要

(1) 名称

「司牡丹酒造（株）焼酎蔵買取・整備事業 耐震補強基本計画及び活用計画策定委託業務プロポーザル」

(2) 委託業務の概要

司牡丹酒造（株）焼酎蔵買取・整備事業に係る耐震補強基本計画及び活用計画策定委託業務

(3) 提案上限額（本業務の事業費）

5,200,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とします。

(4) 選考方法

審査は、一次審査及び二次審査の2段階形式で行います。

(5) 業務期間（予定）

委託契約締結日～令和6年3月15日（金）

※但し、実施設計業務委託費については、令和5年11月20日（月）までに明示すること。

(6) 主催者及び事務局

(A) 主催者 高知県佐川町

(B) 事務局 佐川町まちづくり推進課

〒789-1292

高知県高岡郡佐川町甲1650番地2

TEL 0889-22-7740 FAX 0889-22-1119

E-mail sk02010@town.sakawa.lg.jp

(7) ウェブサイト

本プロポーザルのウェブサイト佐川町ウェブサイト内に設けます。募集配布後における事務局からの連絡事項は、ウェブサイトに掲載します。

(8) プロポーザルのスケジュール

内 容	日 程
公告日	令和5年4月3日(月)
質問書の受付	令和5年4月3日(月)～ 4月10日(月)17:00
現地確認の申込期限	令和5年4月5日(水)12:00
現地確認	令和5年4月6日(木)14:00～15:00 令和5年4月7日(金)14:00～15:00
質問書に対する回答の公表	令和5年4月17日(月)
参加表明書・技術提案書提出期限	令和5年5月9日(火)17:00
第1次審査(書類審査)	令和5年5月11日(木)～ 5月12日(金)
第1次審査結果の公表・通知	令和5年5月12日(金)
第2次審査(プレゼンテーション)	令和5年5月24日(水)
結果公表・通知	令和5年6月2日(金)
契約締結	決定後すみやかに締結

3. 応募手続き

(1) プロポーザル応募者の資格要件

プロポーザル提案書を提出できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とし、また、一部業務の専門業者への再委託及び共同企業体による参加も認めます。この場合は、下記(C)以外のすべての要件をすべての構成員が満たし、(C)の要件については、その構成員のいずれかが満たしていることとします。

- (A) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと。
- (B) 2021・2022年度における佐川町の競争入札参加資格において、「測量・設計コンサルタント業務」の承認を受けた者。資格を有しない場合は、今回の業務に限った、参加資格の申請を受け付ける。
- (C) 過去に類似施設(歴史的建造物、酒蔵等)の活用計画策定及び設計業務の実績がある者。
- (D) 建築士法第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者であること。また、一級建築士(常時3ヶ月以上の雇用関係にある者に限る)を技術者として配置できる者であること。
- (E) 本町による指名停止を受けた期間中でないこと。
- (F) 会社更生法に基づき更新手続き開始の申立てをしていないこと。
- (G) 民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (H) 佐川町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項の5の排除措置対象者に該当する者でないこと。

(2) プロポーザル提案に対する制限

- (A) 提案1者につき、提案は1つとし、提案者が所属又は代表する企業からの重複参加は認

められません。

- (B) 選考委員及び選考委員自らが経営又は、役員、顧問を務める営利団体に所属する者は応募できません。
- (C) 選考委員が大学に所属する場合においては、その選考委員が主宰しているゼミまたは研究室に現に所属する者（秘書、助手、助教、研究員も含む）は応募できません。
- (D) 提案者は、構造、設備、その他専門家に協力を依頼して提案することができます。この場合の協力者は、提案資格者であることを要しません。ただし、共同企業体の提案者における重複参加は認められません。
なお、協力者の重複参加は認めるものとします。

(3) 質問書

実施要領等の内容について疑義が生じた場合は、次により質問を受け付けます。質問に対する回答は、令和5年4月17日（月）に佐川町ウェブサイトにて公表予定。

(A) 受付期間

令和5年4月3日（月）～4月10日（月）17：00まで

(B) 提出方法

質問書（様式第1号）を作成のうえ、事務局へメール（sk02010@town.sakawa.lg.jp）で提出してください。

(4) 現地確認

(A) 日時

（ア）令和5年4月6日（木）14：00～15：00

（イ）令和5年4月7日（金）14：00～15：00

(B) 受付期間

令和5年4月3日（月）～4月5日（水）12：00まで

参加を希望される場合は、（別紙）現地確認申込シートを事務局へメール（sk02010@town.sakawa.lg.jp）により提出して下さい。

なお、現地確認日以外の日時に見学を希望する場合は、司牡丹酒造（株）山岡専務（TEL0889-22-1211）まで個別にお問い合わせください。

4. 参加表明書の提出

(1) 留意事項

(A) 各様式に関する事項等

（ア）使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とします。

（イ）提出書類は、返却しません。

（ウ）提出後の記載内容の追加、修正はできないものとします。

(B) 失格条項

（ア）資格要件を満たさない者が書類を提出したとき。

- (イ)書類に虚偽の記載があったとき。
- (ウ)提案書の提出方法、提出期限、様式の枚数制限を守らないとき。
- (エ)その他選考委員会が不適格と認めたとき。

(2) 参加表明書の受付

(A) 受付期限

令和5年5月9日(火)17:00まで

(B) 提出書類

(ア)参加表明書(様式第2号)

(イ)設計業務実績表(様式第3号)

(ウ)事務所の技術職員・資格(様式第4号)

(エ)前記「3(1)応募者の資格要件(B)、(D)及び(E)」を証するもの

※共同企業体での参加表明の場合は、(イ)(ウ)(エ)については、すべての構成員が提出してください。

(C) 提出先

佐川町まちづくり推進課

(D) 提出方法

持参、郵送又は宅配により提出してください。(持参する場合は、平日に限ります。)

(E) 提出部数

3部(正1部、副2部)

5. 技術提案書の提出

(1) 技術提案書提出の期限、場所及び方法等

(A) 提出期限

令和5年5月9日(火)17:00まで

(B) 提出先

佐川町まちづくり推進課

(C) 提出方法

持参、郵送又は宅配により提出してください。(持参する場合は、平日に限ります。)

(D) 提出部数

8部(正1部、副7部)

副本として、PDFデータ(CD-R等)を提出してください。(1ファイルにまとめること)

※ファイル名:○○○_司牡丹酒造(株)焼酎蔵買取・整備事業提案書 ○○○は事業者名

(2) 提案書の構成

(A) 技術提案書(様式第5号)

(B) 総括技術者の資格及び業務実績(様式第6号)

(C) 実務実績の内容(様式第7号)

- (D) 人員・協力事務所等配置計画（様式第8号）
- (E) 技術提案説明書：A3/2枚以内
 - 活用基本計画・耐震補強基本計画に対する提案
 - ・司牡丹酒造（株）焼酎蔵の適切な保存方法及び歴史的風致形成建造物としての価値を損ねることのない活用方法の提案
 - ・展示計画及び展示以外のスペースの活用の提案
- (F) 本業務の実施方針説明書：A3/1枚以内
 - 業務実施体制・設計チームの特色・スケジュール等の提案
 - ・町民や佐川町歴史的風致維持向上計画協議会委員の意見聴取や反映の方法なども提案
- (G) 本業務に係る見積書（様式任意）
- (H) 事業概算金額見積書（様式任意）

(3) 提案に要する費用

すべて応募者の費用負担となります。

(4) 提案にあたっての留意事項

- (A) 提出された提案書、資料は返却しません。
- (B) 提案書の著作権は応募者等に帰属しますが、展示、複製の作成、ウェブサイトへの掲載、記録作成などプロポーザルに関する事務においては、主催者が移用することができるものとします。また、提案書に含まれる第三者の著作権の公表などの使用に関しては、応募者が第三者の承諾を得ておくものとします。
- (C) 持参、郵送または宅配により提出してください。送料は応募者負担とし、送料が受取人払いのものは受領できません。
- (D) 提案書の設計取組体制については、変更できません。また、提案書の内容については、尊重しますが、提案内容に拘束されないこととします。

6. 審査方法

(1) 選定方法

次の手順により本業務の受託者を選定します。

- (A) 第一次審査（書類審査）
 - (ア) 審査期間 令和5年5月11日（木）～5月12日（金）
 - (イ) 提案書に基づき5案程度に絞り込みます。
 - (ウ) 一次審査通過者は、文書により通知するほか、佐川町ウェブサイトに掲載します。
- (B) 第二次審査（公開プレゼンテーション）
 - (ア) 開催日時 令和5年5月24日（水） 詳細な時間等は追って通知します
 - (イ) 審査場所 佐川町役場二階大会議室
 - (ウ) 選考委員により、公開でヒアリングを実施します。
 - (エ) 1提案者について4名までの出席とし、プレゼンテーション時間20分以内、質疑応答10分とします。なお、プロジェクターを使用することも可能ですがパソコンは提案者をご用意ください。

(オ) プレゼンテーション資料の扱いについて

提出した提案書以外の資料を扱うことは認められません。ただし、提案書の範囲での拡大・縮小・並べ替え・組み合わせ等のプレゼンテーションは可とします。

(カ) ヒアリング後、選考委員会において各提案内容を審査します。なお、審査は非公開とします。

(キ) 二次審査の結果は、令和5年6月2日（金）までに参加者に通知するほか、佐川町ウェブサイト公表します。

(C) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

選考委員会における審査の結果を踏まえて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

(2) 選考委員会の設置

応募者から提出された提案の審査を行うため、「司牡丹酒造（株）焼酎蔵買取・整備事業 耐震補強基本計画及び活用計画策定委託業務 プロポーザル選考委員会」を設置し、あらかじめ定められた評価基準に基づき、公正な審査を行います。なお、一次審査を通過した者に、選考委員会の情報開示を行います。

(3) 評価基準

別表 評価基準表（評価をする基準の一部であり、点数の設定や詳細については、公表しません）により評価を行います。

(4) 審査結果の公表

審査結果については、令和5年6月2日（金）までに佐川町ウェブサイトに掲載します。ただし、評価点や評価内容については公表しません。

7. 委託業務の内容

(1) 業務名称

「司牡丹酒造（株）焼酎蔵買取・整備事業 耐震補強基本計画及び活用計画策定委託業務」

(2) 業務概要

司牡丹酒造（株）焼酎蔵買取・整備事業に係る耐震補強基本計画及び活用計画策定業務

(3) 履行期限

令和6年3月15日（金）

(4) 全体スケジュール（予定）

- | | |
|--------------------|--------|
| 1) 耐震補強基本計画・活用計画策定 | 令和5年度 |
| 2) 実施設計・用地買取 | 令和6年度 |
| 3) 改修工事 | 令和7年度～ |

4) 活用開始

令和8年度(予定)

(5) 発注者

高知県佐川町

8. 設計条件仕様

別紙「司牡丹酒造(株)焼酎蔵買取・整備事業 耐震補強基本計画及び活用計画策定委託業務仕様書」のとおり